

平成30年度 厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」
 についての調査状況報告(第一報)

1. 概 要

本調査は平成30年7月20日 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議にて「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において緊急に実施すべき重点対策として「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施」が揚げられ、国、東京都より、市町村において早急に児童の安全確認、状況把握に努めるように調査実施の依頼(H30.7.27付)があった。

2. 調査内容

平成30年6月1日時点で

- ①健康推進課において乳幼児未受診者の未把握の有無
- ②学校支援課において不就学児未把握の有無
- ③未就園児については把握調査実施

3. 調査結果

①、②該当なし

③未就園児把握調査

ア、対象児童 平成24年4月2日生まれ～平成27年4月1日生まれの3歳～5歳の児童を対象とする。
 (平成30年6月1日時点で多摩市に住民登録をしている児童)

イ、所属先未把握児童の抽出

作業年月日 対象者数
 (人)

		作業年月日	対象者数 (人)
1	住民基本台帳より平成30年6月1日現在で、多摩市に住民票を有する対象児童を抽出	8月27日	3,473
2	子育て支援課で把握している、認可保育園、認定こども園、小規模型地域保育所、認証保育園、新制度幼稚園に在籍している児童を対象児童から除外。(2498名)	9月7日	未把握児童数
			975
3	旧幼稚園制度(860名)に在籍している児童、一時保育・定期利用保育を利用している児童、ファミリーサポート利用者利用児童を除外。	9月7日	113
4	児童発達支援事業利用者、リフレッシュ一時保育利用者を除外	9月20日	86
5	地域子育て支援拠点、児童館利用者、相談機関利用者等を除外	10月1日	51
6	1～5まで実施しても状況把握ができない児童について、調査し直接訪問実施。	10月16日 現在	30
7	訪問調査継続 手当等手続き、現況届の状況等調査 出入国管理局へ照会し出国確認		
8	7を実施しても居所がつかめない情報が何も得られない場合には、「居所不明児童」として児童相談所と協議の上援助要請。警察への協力依頼等。		

【所属内訳】H30.6.1現在

把握児童数(人)

○認可等保育園	2,498
○認定こども園	
○小規模保育所	
○事業所内保育所	
○認証保育所	
○新制度幼稚園	
○旧制度幼稚園	860
○定期利用保育	52

※重複あり

ウ、所属等未把握児童113人の調査結果(H30.10.16現在) (人)

所属先	計
○児童発達支援事業	61
○聾学校幼稚部	
○幼稚園(他市含む)	
○保育所(他市含む)	
○認可外幼稚園(他市含む)	
○自主保育利用	
○インターナショナルスクール幼稚園	
○海外の幼稚園(海外赴任による)	
○他機関フォローケース(施設入所、DV母子他市転出)	
○未就園児童	22
未把握児童	30

※ H30. 10. 16現在所属等の未把握児童数 30人